

---

**軍需品リスト<sup>1</sup>**


---

**Note 1** “引用符”の中の用語は、定義済みの用語である。本リストの附属書‘Definitions of Terms used in these Lists（これらのリストで使用されている用語の定義）’を参照のこと。

**Note 2** いくつかの場合、化学物質は、名称及びCAS番号でリストされている。このリストは、同じ構造式（水和物を含む）の化学物質には、名称又はCAS番号に関係なく適用される。CAS番号は、命名規則に関係なく、個々の化学物質又は混合物を特定する際に助けとするために示される。リストされた化学物質のいくつかの種類は異なるCAS番号を持つため、CAS番号は唯一の識別子として用いることはできない、そして、リストされた化学物質を含有する混合物についても、異なるCAS番号を持つ場合がある。

**ML1** 口径が20mm未満の施条のない（滑腔）兵器、その他の武器及び自動火器であって口径が12.7mm（口径0.50インチ）以下のもの並びに附属品のうち次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品：

**Note** ML1. は、以下の品目には適用されない：

- a. 擬製弾用に特別に設計された火器であって、弾薬を発砲できないもの；
- b. 高性能爆薬又は通信リンクを持たない繋留式発射体を、500m以下の航続距離範囲で打ち上げるように特別に設計された火器；
- c. 薬莖弾を用いた兵器（センタファイアー型のものを除く）であって、全自動発砲型でないもの。
- d. ‘無可動実銃’。

**Technical Note**

‘無可動実銃’は、ワッセナーアレンジメント参加国の国家当局により定められたプロセスによって発射体を発砲できないようにした火器をいう。これらのプロセスは、当該火器の主要な要素を不可逆的に改造するものである。火器の無可動化は、国家法規に従って権限のある当局によって交付される証明書によって証明されるとともに、主要部分上に押印することにより当該火器に印がつけられる場合がある。

a. ライフル銃及び複合銃、拳銃、機関銃、小型軽機関銃及びボレーガン：

**Note** ML1. a. は、以下のものには適用されない：

- a. 1938年よりも以前に製造されたライフル銃及び複合銃；
- b. ライフル銃及び複合銃の複製品であって、そのオリジナルが1890年よりも以前に製造されたもの；
- c. 1890年よりも以前に製造された拳銃、ボレーガン及び機関銃、並びにこれらの複製品。
- d. ライフル銃又は拳銃であって、圧縮空気又は圧縮された二酸化炭素により非活性発射体を発砲するように特別に設計されたもの。
- e. 拳銃であって、次のいずれかに該当するもののために特別に設計したもの：
  1. 家畜の食肉処理；又は
  2. 動物の鎮静。

b. 滑腔兵器[砲身内に旋条がない兵器]であって、次のいずれかに該当するもの：

1. 滑腔兵器であって、軍用に専用に設計されたもの；
2. その他の滑腔兵器であって、次のいずれかに該当するもの：
  - a. 全自動式の兵器；
  - b. 半自動式又はポンプアクション式の兵器；

---

**軍需品リスト**


---

**Note** ML1. b. 2. は、圧縮空気又は圧縮された二酸化炭素により非活性発射体を発砲するように特別に設計された兵器には適用されない。

**Note** ML1. b. は、次のいずれかに該当するものには適用されない：

- a. 滑腔兵器[砲身内に旋条がない兵器]であって、1938年よりも以前に製造されたもの；
- b. 滑腔兵器[砲身内に旋条がない兵器]の複製品であって、そのオリジナルが1890年よりも以前に製造されたもの；
- c. 滑腔兵器[砲身内に旋条がない兵器]であって、狩猟用又はスポーツ用に使用されるもの。これらの兵器は、軍用に専用に設計されたもの又は全自動発砲型のものであってはならない。
- d. 滑腔兵器[砲身内に旋条がない兵器]であって、次のいずれかのために特別に設計されたもの：
  1. 家畜の屠殺；
  2. 動物の鎮静；
  3. 地震実験；
  4. 産業用発射体の発射点火；又は
  5. 簡易爆発装置（IEDs）。

**注意** ディスラプター[液体、固体又はこわれやすい発射体を発射することによって爆発装置の操作を防ぐ目的で特別に設計した機器[投射物により簡易爆発装置の作動を防止するもの]については、ML 4. 及びデュアルユースリストの 1. A. 6. を参照のこと。

- c. ケースレス弾[無薬莖弾]を使用する兵器；
- d. ML1. a.、ML1. b. 又は ML1. c. で指定される武器のために設計された付属品であって、次のいずれかに該当するもの：
  1. 着脱可能なカートリッジマガジン；
  2. 消音器若しくは減音器；
  3. '銃座'；

**Technical Note**

ML1. d. 3. でいうところにおいて、'銃座'とは、銃を陸上車両、船舶又は構造物に搭載するように設計された取付具をいう。

4. 消炎器；
5. 電子画像処理を用いた光学式武器照準器；
6. 軍事用途のために特別に設計された光学式武器照準器。

---

<sup>1</sup> ロシア連邦及びウクライナは、本リストを、通常型の軍需品の能力に固有の開発、製造又は強化に貢献する可能性があるデュアルユース貨物の選択の助けとするために立案された参照リストとして見ている。

---

 軍需品リスト
 

---

- ML2. 口径が20mm以上の施条のない（滑腔）兵器、口径が12.7mm（0.50インチ口径）を超えるその他の兵器又は武器、発射装置であって、軍事用に特別に設計又は改造したもの及び附属品のうち、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品：
- a. 銃砲、榴弾砲、カノン砲、迫撃砲、対戦車砲、発射装置、軍用火炎放射器、ライフル銃、無反動ライフル銃、施条のない兵器（滑腔兵器）；
- Note 1** ML2. a. にはインジェクター、計量供給機器、貯蔵タンク、並びに ML2. a. で指定されるいずれかの装置の液体推進薬の充填で使用するために特別に設計されたその他の部分品を含む。
- Note 2** ML2. a. は、次のいずれかに該当する兵器には適用されない：
- a. 1938年より以前に製造されたライフル銃、施条のない（滑腔）兵器及び複合銃；
  - b. 1890年より以前に製造されたライフル銃、施条のない（滑腔）兵器及び複合銃のオリジナルの複製品；
  - c. 1890年より以前に製造された銃砲、榴弾砲、カノン砲、迫撃砲；
  - d. 狩猟用又はスポーツ用に使用される施条のない（滑腔）兵器。これらの兵器は、軍用に特別に設計されたもの又は全自動発砲型であってはならない；
  - e. 滑腔兵器[砲身内に旋条がない兵器]であって、次のいずれかのために特別に設計されたもの：
    1. 家畜の屠殺；
    2. 動物の鎮静；
    3. 地震実験；
    4. 産業用発射体の発射点火；又は
    5. 簡易爆発装置（IEDs）；

**注意** ディスラプター[液体、固体又はこわれやすい発射体を発射することによって爆発装置の操作を防ぐ目的で特別に設計した機器[投射物により簡易爆発装置の作動を防止するもの]については、ML 4. 及びデュアルユースリストの1.A.6. を参照のこと。
  - f. 手持ちサイズの発射装置であって、高性能爆薬又は通信リンクを持たない繋留式発射体を、500m以下の航続距離範囲で打ち上げるように特別に設計されたもの。
- b. 軍事用に特別に設計又は改造した発射装置であって、次のいずれかに該当するもの：
1. 発煙筒の発射装置；
  2. ガスボンベの発射装置；
  3. 火工品の発射装置；
- Note** ML2. b. は、信号用のピストルには適用されない。
- c. ML2. a. で指定される兵器のために特別に設計した附属品であって、次のいずれかに該当するもの：
1. 軍事用に特別に設計した照準器及び照準器のマウント；
  2. シグネチャ[痕跡]低減機器；
  3. 砲架（銃座）；
  4. 着脱可能なカートリッジマガジン；
- d. 2019年以降使用されていない。

---

 軍需品リスト
 

---

**ML3.** 弾薬及び信管装填機器であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために専用に設計された部分品：

- a. ML1.、ML2. 又は ML12. で指定される兵器用の弾薬；
- b. ML3. a. で指定される弾薬のために専用に設計された信管装填機器；

**Note 1** ML3. a. で指定される専用に設計された部分品には以下のものを含む：

- a. プライマー（雷管）のアンビル（発火金）、銃弾カップ、カートリッジ・リンク、回転バンド及び軍需用金属部品等の金属製又はプラスチック製の組立て部品；
- b. 電子式安全・武装デバイス、信管、センサー、並びに起爆装置；
- c. ワンタイムで使用可能な高出力の供給電源；
- d. 可燃性の弾薬筒；
- e. 小型爆弾、小型地雷及び終端に誘導される発射体を含む子爆発体[ミサイルや他の射出兵器により弾頭として運ばれ、目標に近づくと発射される爆発体]。

**Note 2** ML3. a. は、次のいずれかに該当する弾薬には適用されない：

- a. 発射体なしにかしめられた銃弾砲（ブランクスター）；
- b. 穴のあいた火薬室をもつダミーの弾薬；
- c. その他の空砲及びダミーの弾薬であって、実弾のために設計された部分品を組み込んでいないもの；又は
- d. Note 2. a.、b. 若しくは c. で指定される空砲及びダミーの弾薬のために特別に設計された部分品。

**Note 3** ML3. a. は、次のいずれかの目的のために特別に設計された弾薬には適用されない：

- a. 信号用；
- b. 鳥おどし用；
- c. 油井でのガス炎の点火用。

---

 軍需品リスト
 

---

ML4. 爆弾、魚雷、ロケット弾、ミサイル、その他の爆発装置及び弾薬並びに関連装置及び附属品であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品：

**注意 1** 誘導航法装置については、ML11 を参照のこと。

**注意 2** 航空機ミサイル防御装置（AMPS）については、ML. 4. c. を参照のこと。

- a. 爆弾、魚雷、手榴弾、発煙筒、ロケット弾、地雷、ミサイル、爆雷、破壊用弾薬、破壊用爆弾、破壊用キット、“火工品(信号・照明弾類)”用機器、弾薬、これらのための子弾（サブミッション）及びシミュレータ（すなわち、これらのいずれかの品目の特性を模擬実験する装置）であって、軍用に特別に設計されたもの；

**Note** ML4. a. には、以下のものを含む：

- a. 発煙手榴弾、焼夷弾、焼夷爆弾及び爆発装置；
- b. ミサイル又はロケットのノズル及び再突入機ノーズチップ。

**注意：** ML1. 又は ML2. で指定される兵器又は発射装置のための手榴弾又はキャニスター弾薬及び弾薬用に特別に設計された子爆発体（サブミッション）については、ML3. を参照のこと。

- b. 次のすべてに該当する装置：

1. 軍用に専用に設計されたもの；かつ
2. 次のいずれかに該当するものに関連する行為のために専用に設計されたもの：
  - a. ML4. a. で指定される品目；又は
  - b. 簡易爆弾（IED）。

**Technical Note**

ML4. b. 2. でいうところにおいて、‘行為’は、取扱い、打ち上げ、敷設、制御、発射、デトネーション [爆発のうち音速以上の化学反応]、活性化、ワントタイムで使用可能な出力の供給、おとり、妨害、掃射、探知、破壊又は処理に適用される。

**Note 1** ML4. b. には、以下のものを含む：

- a. 液状のガスを1日当たり1,000kg以上生産することができる移動式のガス液化装置；
- b. 磁気機雷掃海用の浮上式電気ケーブル。

**Note 2** ML4. b. は、手持ちサイズの機器（単に金属物を検知し、地雷と他の金属物体とを識別できないように設計により限定されているもの）には適用されない。

- c. 航空機ミサイル防御装置（AMPS）。

**Note** ML4. c. は、次のすべてに該当する AMPS には適用されない：

- a. 次のいずれかに該当するミサイル警告センサー；
  1. パッシブセンサーであって、100-400nm の間でピークレスポンスを有するもの；又は
  2. アクティブ型のパルスドップラー方式のミサイル警告センサー；
- b. チャフ/フレア投射機；
- c. 地对空ミサイルを畏にかけるためのフレア（可視光反射シグネチャ[痕跡]と赤外線放射シグネチャ[痕跡]の双方を提示するもの[赤外線誘導ミサイルの命中を回避するために航空機から空中へ放出する欺瞞装置の一種]）；及び
- d. “民間航空機”に搭載されたものであって、次のすべてに該当するもの：
  1. AMPS が、その特定の AMPS がインストールされた特定の“民間航空機”（次のいずれかが発行されたものに限る）でのみ使用可能であるもの：
    - a. ワッセナーアレンジメント参加国の1か国以上の国の民間航空当局により発行された民間の型式証明；又は
    - b. 国際民間航空機関（ICAO）によって承認された同等の文書；

---

**軍需品リスト**

---

2. AMPS が、“ソフトウェア”への未許可のアクセスを防ぐための防止策を用いているもの；かつ
3. AMPS が、それが搭載された“民間航空機”から取り外される際に、システムが機能しない能動型のメカニズムが組み込まれているもの。

---

**軍需品リスト**

---

- ML5. 軍用に専用に設計された火器管制装置、監視警報装置及び関連する警戒警報装置、及び関連システム、試験・調整・対抗装置であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品及び附属品：
- a. 照準器、爆撃用コンピュータ、銃の照準装置及び兵器制御システム；
  - b. その他の火器管制装置、監視装置及び警戒警報装置、関連システムであって、次のいずれかに該当するもの：
    - 1. 標的捕捉、明示、距離測定、監視又は追跡用の装置；
    - 2. 探知、認識又は識別用の装置；
    - 3. データ融合又はセンサー統合装置；
  - c. ML5. a. 又は ML5. b. で指定される品目のための対抗手段となる装置。  
**Note** ML5. c. でいうところにおいて、対抗手段となる装置には探知装置を含む。
  - d. フィールドテスト又は調節用の装置であって、ML5. a.、ML5. b. 又は ML5. c. で指定される品目のために専用に設計されたもの。

---

 軍需品リスト
 

---

**ML6. 陸上車両及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの：**

**注意** 誘導航法装置については、ML11を参照のこと。

a. 陸上車両及びこのための部分品であって軍用に専用に設計又は改造されたもの；

**Note 1** ML6. a. には、以下のものを含む：

- a. 戦車及びその他の軍用武装車両及び軍用車両であって砲架・銃架を装備したもの又は地雷設置装置若しくはML4で指定される軍需品の発射のための装置を装備したもの；
- b. 装甲車両；
- c. 水陸両用車両及び水中走行車両；
- d. 回収車両及び弾薬又は兵器システムを牽引又は輸送するための車両並びに関連する積荷取扱装置；
- e. トレーラー。

**Note 2** ML6. a. で指定される軍用の陸上車両の改造には、軍用に特別に設計又は改造された一つ以上の部分品を組み込んだ構造的、電氣的又は機械的な変更を伴う。

このような部分品には以下のものを含む：

- a. 空気タイヤのケーシングであって、防弾仕様となるように特別に設計された種類のもの；
  - b. 枢要部分（例えば、燃料タンク又は車両の運転室）の装甲した防護；
  - c. 兵器用の専用の補強材又は砲架；
  - d. 一時視覚を失わせる照明。
- b. その他の陸上車両及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの：
1. 車両であって、次のすべてに該当するもの：
    - a. レベル III (NIJ 0108.01 (1985年9月版：米国司法省・司法国家学会防弾規格) 又は“同等の国家規格”) 以上の防弾能力を提供できる材料又は部分品で製造又は装備されたもの；
    - b. 前輪と後輪の双方をの同時に駆動することができる動力伝達装置を有するもの（駆動されるか否かにかかわらず、荷重負荷能力のために補助車輪を有する車両を含む）；
    - c. 車両総重量評価 (GVWR) が、4,500 kg を超えるもの；かつ
    - d. オフロード走行のために設計又は改造されたもの；
  2. 部分品であって、次のすべてに該当するもの：
    - a. ML6. b. 1. で指定される車両のために専用に設計されたもの；かつ
    - b. レベル III (NIJ 0108.01 (1985年9月版：米国司法省・司法国家学会防弾規格) 又は“同等の国家規格”) 以上の防弾能力を提供できるもの。

**注意** ML13. a. についても参照のこと。

**Note 1** ML6. は、現金若しくは貴重品を輸送するために設計若しくは改造された民生用の自動車には適用されない。

**Note 2** ML6. は、次のすべてに合致する車両には適用されない：

- a. 1946年以前に製造されたものであること；
- b. 1945年以降に製造された軍需品リスト指定品目（ただし、当該車両用の元々の部分品又は附属品の複製品を除く）を有していないこと；かつ
- c. ML1.、ML2. 又はML4. で指定される兵器を組み込んでいないこと（ただし、発射体を発砲することができないもの及びその能力を有さないものを除く）。



---

 軍需品リスト
 

---

- ML7. 化学製剤、“生物製剤”、“暴動鎮圧剤”〔催涙剤〕、放射性物質、関連装置、部分品及び材料であつて、次のいずれかに該当するもの：
- a. “生物製剤”又は放射性物質であつて、人又は動物に障害を引き起したり、装置を劣化させたり、或いは農作物若しくは環境に被害を与えたりするそれらの効果を増大させるために選択又は改造させたもの；
  - b. 化学戦（CW）用の化学製剤（以下のものを含む）：
    1. 化学戦用の神経ガス：
      - a. 0-アルキル（炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む）アルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）-ホスホノフルオリダート、例えば：
        - サリン（GB）：0-イソプロピルメチルホスホノフルオリダート（CAS 107-44-8）；及び
        - ソマン（GD）：0-メチルホスホノフルオリド酸 ピナコリル（CAS 96-64-0）；
      - b. 0-アルキル（炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む）N、N-ジアルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）-ホスホルアミドシアニダート、例えば：
        - タブン（GA）：0-エチル-N・N-ジメチルホスホルアミドシアニダート（CAS 77-81-6）；
      - c. 0-アルキル（水素又は炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む）S-2-ジアルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）-アミノエチルアルキル（メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル）ホスホノチオラート、及びそのアルキル化塩及びプロトン化塩、例えば：
        - VX：0-エチル-S-（2-ジイソプロピルアミノエチル）メチルホスホノチオラート（CAS 50782-69-9）；
    2. 化学戦用の糜爛性毒ガス：
      - a. 以下に例示するサルファマスタード：
        1. 2-クロロエチルクロロメチルスルフィド（CAS 2625-76-5）；
        2. ビス（2-クロロエチル）スルフィド〔別名マスタードガス〕（CAS 505-60-2）；
        3. ビス（2-クロロエチルチオ）メタン（CAS 63869-13-6）；
        4. 1,2-ビス（2-クロロエチルチオ）エタン〔別名セスキマスタード〕（CAS 3563-36-8）；
        5. 1,3-ビス（2-クロロエチルチオ）-n-プロパン（CAS 63905-10-2）；
        6. 1,4-ビス（2-クロロエチルチオ）-n-ブタン（CAS 142868-93-7）；
        7. 1,5-ビス（2-クロロエチルチオ）-n-ペンタン（CAS 142868-94-8）；
        8. ビス（2-クロロエチルチオメチル）エーテル（CAS 63918-90-1）；
        9. ビス（2-クロロエチルチオエチル）エーテル〔別名O-マスタード〕（CAS 63918-89-8）；
      - b. ルイサイト（糜爛性毒ガス）であつて、以下に例示するもの：
        1. 2-クロロビニルジクロロアルシン〔別名ルイサイト1〕（CAS 541-25-3）；
        2. トリス（2-クロロビニル）アルシン〔別名ルイサイト3〕（CAS 40334-70-1）；
        3. ビス（2-クロロビニル）クロロアルシン〔別名ルイサイト2〕（CAS 40334-69-8）；
      - c. 窒素マスタードであつて、以下に例示するもの：
        1. ビス（2-クロロエチル）エチルアミン〔別名HN1〕（CAS 538-07-8）；
        2. ビス（2-クロロエチル）メチルアミン〔別名HN2〕（CAS 51-75-2）；
        3. トリス（2-クロロエチル）アミン〔別名HN3〕（CAS 555-77-1）；
    3. 化学戦用の無能力化剤であつて、以下に例示するもの：
      - a. 3-キヌクリジニル=ベンジラート（BZ）（CAS 6581-06-2）；

---

 軍需品リスト
 

---

4. 化学戦用の枯葉剤であって、以下に例示するもの：
- a. ブチル 2-クロロ-4-フルオロフェノキシ酢酸 (LNF) ；
  - b. 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 (CAS 94-75-7) と 2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸 (CAS 93-76-5) の混合剤 (オレンジ剤 (CAS 39277-47-9)) 。
  - c. 化学戦用の二種混合型の原料となる物質及び主たる原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの：
    1. アルキル (メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル) ホスホニルジフルオリド、例えば、DF：メチルホスホニルジフルオリド (CAS 676-99-3) ；
    2. O-アルキル (水素又は炭素数 10 以下のもの、シクロアルキルを含む) =O-2-ジアルキル (メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル) =アミノエチル=アルキル (メチル、エチル、ノルマルプロピル又はイソプロピル) ホスホニット並びにそのアルキル化塩及びプロトン化 塩、例えば：QL：O-エチル O-2-ジイソプロピルアミノエチルホスホニット (CAS 57856-11-8) ；
    3. クロロサリン：O-イソプロピル=メチルホスホノクロリダート (CAS 1445-76-7) ；
    4. クロロソマン：O-ピナコリル=メチルホスホノクロリダート (CAS 7040-57-5) ；
  - d. “暴動鎮圧剤” [催涙剤]、これらの有効成分の化学製剤及び配合したものであって、以下のものを含む：
    1. -ブロモベンゼンアセトニトリル、(ブロモベンジルシアニド) (CA) (CAS 5798-79-8) ；
    2. [(2-クロロフェニル) メチレン]プロパンジニトリル (o-クロロベンジリデンマロニトリル) (CS) (CAS 2698-41-1) ；
    3. 2-クロロ-1-フェニルエタノン、1 塩化フェナシル ( $\omega$ -クロロアセトフェノン) (CN) (CAS 532-27-4) ；
    4. ジベンゾ - (b・f) - 1・4-オキサゼピン、(CR) (CAS 257-07-8) ；
    5. 10-クロロ-5, 10-ジハイドロフェナルサジン (塩化フェナルサジン) (アダムサイト)、(DM) (CAS 578-94-9) ；
    6. N-ノナノイルモルホリン、(MPA) (CAS 5299-64-9) ；

**Note 1** ML7. d. は、個人護身用として個別に包装された“催涙剤”には適用されない。  
**Note 2** ML7. は、これらの有効成分の化学製剤及び配合したもののうち、食品生産用又は医療用として指定され包装されたものには適用されない。
  - e. 次のいずれかに該当するものの散布のために設計又は改造された装置 (軍用として専用に設計又は改造されたものに限る) 並びにこれらのために専用に設計された部分品：
    1. ML7. a.、ML7. b. 若しくは ML7. d. で指定される物質若しくは製剤；又は
    2. ML7. c で指定される原料となる物質から製造された化学剤；
  - f. 防御装置及び浄化装置 (軍用として特別に設計又は改造されたものに限る)、部分品並びに化学物質の混合物であって、次のいずれかに該当するもの：
    1. ML7. a.、ML7. b. 又は ML7. d. で指定される物質に対する防御のために設計又は改造された装置並びにこれらのために専用に設計された部分品；
    2. ML7. a. 又は ML7. b. で指定される物質により汚染された物体の浄化のために設計又は改造された装置、並びにこれらのために専用に設計された部分品；
    3. ML7. a. 又は ML7. b. で指定される物質により汚染された物体の浄化のために専用に開発又は処方された化学物質の混合物；

---

 軍需品リスト
 

---

**Note** ML7. f. 1. には、以下のものを含む：

- a. 核フィルター、生物ろ過又は化学ろ過のために特別に設計又は改造された空調ユニット；
- b. 防護服。

**注意** 民生用のガスマスク、保護及び浄化装置については、デュアルユースリストの 1. A. 4. についても参照のこと。

- g. ML7. a.、ML7. b. 又は ML7. d. で指定される材料の探知又は識別のために設計又は改造された装置（軍用として特別に設計又は改造されたものに限る）並びにこれらのために専用に設計された部分品；

**Note** ML7. g. は、個人用の放射能監視線量計には適用されない。

**注意** デュアルユースリストの 1. A. 4. についても参照のこと。

- h. ML7. b. で指定される化学戦用の化学製剤の探知又は識別のために専用に設計又は処理された“生体高分子”、並びにこれらを生産するために用いられる特定の細胞株；
- i. 化学戦用の化学製剤の浄化又は分解のための“生体触媒”、並びにこれらのための生体システム[biological systems]であって、次のいずれかに該当するもの：
1. ML7. b. で指定される化学戦用の化学製剤の浄化又は分解のために特別に設計された“生体触媒”であって、生体システムの管理された人為的な選択又は遺伝子操作を経て生産されたもの；
  2. ML7. i. 1. で規制される“生体触媒”の生産に固有の遺伝子情報を含む生体システムであって、次のいずれかに該当するもの：
    - a. “発現ベクター”；
    - b. ウィルス；
    - c. 細胞株。

**Note 1** ML7. b. 及び ML7. d. は、以下のものには適用されない：

- a. シアン化塩素（CAS 506-77-4）；
- b. シアン化水素（CAS 74-90-8）；
- c. 塩素（CAS 7782-50-5）；
- d. 塩化カルボニル（ホスゲン）（CAS 75-44-5）；
- e. ジホスゲン（クロロギ酸トリクロロメチル）（CAS 503-38-8）；
- f. 2004 年以降使用されていない
- g. オルトーキシリルブロミド：（CAS 89-92-9）メターキシリルブロミド：（CAS 620-13-3）パラキシリルブロミド：（CAS 104-81-4）；
- h. 臭化ベンジル（CAS 100-39-0）；
- i. ヨウ化ベンジル（CAS 620-05-3）；
- j. ブロモアセトン（CAS 598-31-2）；
- k. 臭化シアン（CAS 506-68-3）；
- l. ブロモメチルエチルケトン（CAS 816-40-0）；
- m. クロロアセトン（CAS 78-95-5）；
- n. ヨード酢酸エチル（CAS 623-48-3）；
- o. ヨードアセトン（CAS 3019-04-3）；
- p. クロロピクリン（CAS 76-06-2）。

**Note 2** ML7. h. 及び ML7. i. 2. で指定される細胞株及び生体システムは限定的なものであって、これらのサブシステムは、農業、製薬、医療、獣医学、環境、廃棄物管理又は食品産業等の民生用途の細胞又は生体システムには適用されない。

---

 軍需品リスト
 

---

ML8. “エネルギー物質”、並びに関連物質であって、次のいずれかに該当するもの：

**注意 1** デュアルユースリストの 1. C. 11 についても参照のこと。

**注意 2** 爆薬及び爆発装置については、ML4 及びデュアルユース品リストの 1. A. 8. を参照のこと。

**注：** ML8 のサブアイテムにリストされる物質は、たとえ示される以外の用途で利用される場合であっても、本リストの対象となる。（例えば、TAGN（トリアミノグアニジンニトレート）は主に爆発物として使用されるが、燃料又は酸化剤のいずれにも使用できる。）

**Technical Notes**

1. ML. 8. （ML8. c. 11. 又は ML8. c. 12. を除く）でいうところの混合物は、2 つ以上の物質を ML8 のサブアイテムにリストされている少なくとも 1 つ以上の物質と混合したものをいう。
- ~~2. ML8 のサブアイテムにリストされる物質は、たとえ示される以外の用途で利用される場合であっても、本リストの対象となる。（例えば、TAGN（トリアミノグアニジンニトレート）は主に爆発物として使用されるが、燃料又は酸化剤のいずれにも使用できる。）~~
2. ML8. でいうところにおいて、粒子サイズは、重量基準又は体積基準での平均粒子径をいう。粒子サイズのサンプリング及び測定には、国際規格又は同等の国家規格 が使用される。

ML8. a. “爆発物”であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらの‘混合物’：

1. ADNBF（アミノジニトロベンゾフロキササン又は 7-アミノ-4, 6-ジニトロベンゾフラザン-1-オキシド）（CAS 97096-78-1）；
2. BNCP（シス-ビス（5-ニトロテトラゾレート）テトラアミン-コバルト（III）パークロレート）（CAS 117412-28-9）；
3. CL-14（ジアミノジニトロベンゾフロキササン（別名：5, 7-ジアミノ-4, 6-ジニトロベンゾフラザン-1-オキシド）（CAS 117907-74-1）；
4. CL-20（ヘキサニトロヘキサアザイソウルチタン（別名：HNIW））（CAS 135285-90-4）；クラスレート構造の CL-20（その“原料となる化学物質”については、ML8. g. 3. 及び g. 4. についても参照のこと）；
5. CP（2-(5-シアノテトラゾレート)ペンタアミンコバルト（III）パークロレート）（CAS 70247-32-4）；
6. DADE（1, 1-ジアミノ-2, 2-ジニトロエチレン）（別名：FOX-7）（CAS 145250-81-3）；
7. DATB（ジアミノトリニトロベンゼン）（CAS 1630-08-6）；
8. DDFP（1, 4-ジニトロジフラザンピペラジン）；
9. DDPO（2, 6-ジアミノ-3, 5-ジニトロピラジン-1-オキシド（別名：PZO））（CAS 194486-77-6）；
10. DIPAM（3, 3'-ジアミノ-2, 2', 4, 4', 6, 6-ヘキサニトロビフェニル（別名：ジピクラミド））（CAS 17215-44-0）；
11. DNGU（ジニトログリコルリル（別名：DINGU））（CAS 55510-04-8）；
12. フラザンであって、次のいずれかに該当するもの：
  - a. DAAOF（DAAF、DAAFox、又はジアミノアゾキシフラザン）；
  - b. DAAzF（ジアミノアゾフラザン）（CAS 78644-90-3）；
13. HMX 及び誘導体（その“原料となる化学物質”については、ML8. g. 5. についても参照のこと）であって、次のいずれかに該当するもの：
  - a. HMX（シクロテトラメチレントトラニトラミン（別名：オクタヒドロ-1, 3, 5, 7-テトラニトロ-1, 3, 5, 7-テトラジン、1, 3, 5, 7-テトラニトロ-1, 3, 5, 7-テトラザ-シクロオクタン又はオクトゲン(octogen 若しくは octogene)））（CAS 2691-41-0）；
  - b. HMX のジフルオロアミン化類似化合物；

---

 軍需品リスト
 

---

- c. K-55 (2, 4, 6, 8-テトラニトロ-2, 4, 6, 8-テトラアザビシクロ [3, 3, 0] オクタノン-3 (別名: テトラニトロセミグリクリル又はケト-二環式 HMX)) (CAS 130256-72-3) ;
- 14. HNAD (ヘキサニトロアダマンタン) (CAS 143850-71-9) ;
- 15. HNS (ヘキサニトロスチルベン) (CAS 20062-22-0) ;
- 16. イミダゾールであって、次のいずれかに該当するもの :
  - a. BNNII (オクタヒドロ-2, 5-ビス(ニトロイミノ)イミダゾ [4, 5-d]イミダゾール) ;
  - b. DNI (2, 4-ジニトロイミダゾール) (CAS 5213-49-0) ;
  - c. FDIA (1-フルオロ-2, 4-ジニトロイミダゾール) ;
  - d. NTDNIA (N-(2-ニトロトリアゾール)-2, 4-ジニトロイミダゾール) ;
  - e. PTIA (1-ピクリル-2, 4, 5-トリニトロイミダゾール) ;
- 17. NTNMH (1-(2-ニトロトリアゾロ)-2-ジニトロメチレンヒドラジン) ;
- 18. NTO (3-ニトロ-1, 2, 4-トリアゾール-5-オン (別名: ONTA)) (CAS 932-64-9) ;
- 19. 5つ以上のニトロ基を有するポリニトロクバン ;
- 20. PYX (2, 6-ビス(ピクリルアミノ)-3, 5-ジニトロピリジン) (CAS 38082-89-2) ;
- 21. RDX 及び誘導体であって、次のいずれかに該当するもの :
  - a. RDX (シクロトリメチレントリニトラミン (別名: シクロナイト、T4、ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアジン、1, 3, 5-トリニトロ-1, 3, 5-トリアザ-シクロヘキササン又はヘキサゲン)) (CAS 121-82-4) ;
  - b. ケト-RDX (2, 4, 6-トリニトロ-2, 4, 6-トリアザシクロヘキサノン (別名: K-6)) (CAS 115029-35-1) ;
- 22. TAGN (トリアミノグアニジンニトレート) (CAS 4000-16-2) ;
- 23. TATB (トリアミノトリニトロベンゼン) (CAS 3058-38-6) (その“原料となる化学物質”については、ML8. g. 7. についても参照のこと) ;
- 24. TEDDZ (3, 3, 7, 7-テトラビス(ジフロロアミン) オクタヒドロ-1, 5-ジニトロ-1, 5-ジアゾシン) ;
- 25. テトラゾールであって、次のいずれかに該当するもの :
  - a. NTAT (ニトロトリアゾールアミノテトラゾール) ;
  - b. NTNT (1-N-(2-ニトロトリアゾール)-4-ニトロテトラゾール) ;
- 26. テトリル (トリニトロフェニルメチルニトラミン) (CAS 479-45-8) ;
- 27. TNAD (1, 4, 5, 8-テトラニトロ-1, 4, 5, 8-テトラアザデカリン) (CAS 135877-16-6) (“原料となる化学物質”については、ML8. g. 6. についても参照のこと) ;
- 28. TNAZ (1, 3, 3-トリニトロアゼチジン) (CAS 97645-24-4) (その“原料となる化学物質”については、ML8. g. 2. についても参照のこと) ;
- 29. TNGU (テトラニトログリコルリル (別名: SORGUYL)) (CAS 55510-03-7) ;
- 30. TNP (1, 4, 5, 8-テトラニトロ-ピリダジノ [4, 5-d]ピリダジン) (CAS 229176-04-9) ;
- 31. トリアジンであって、次のいずれかに該当するもの :
  - a. DNAM (2-オキシ-4, 6-ジニトロアミノ-s-トリアジン) (CAS 19899-80-0) ;
  - b. NNHT (2-ニトロアミノ-5-ニトロ-ヘキサヒドロ-1, 3, 5-トリアジン) (CAS 130400-13-4) ;
- 32. トリアゾールであって、次のいずれかに該当するもの :
  - a. 5-アジド-2-ニトロトリアゾール ;
  - b. ADHTDN (4-アミノ-3, 5-ジヒドラジノ-1, 2, 4-トリアゾール ジニトラミド) (CAS 1614-08-0) ;
  - c. ADNT (1-アミノ-3, 5-ジニトロ-1, 2, 4-トリアゾール) ;
  - d. BDNTA ((ビス-ジニトロトリアゾール)アミン) ;
  - e. DBT (3, 3-ジニトロ-5, 5-ビ-1, 2, 4-トリアゾール) (CAS 30003-46-4) ;

---

 軍需品リスト
 

---

- f. DNBT (ジニトロビストリアゾール) (CAS 70890-46-9) ;
- g. 2010 年以降使用されていない
- h. NTDNT (1-N-(2-ニトロトリアゾロ) 3,5-ジニトロトリアゾール) ;
- i. PDNT (1-ピクリル-3,5-ジニトロトリアゾール) ;
- j. TACOT (テトラニトロベンゾトリアゾロベンゾトリアゾール) (CAS 25243-36-1) ;
- 33. ML8. a. の他のエントリーでリストされていない“爆発物”であって、次のいずれかに該当するもの :
  - a. 爆発速度が最大密度で 8,700m/s を超えるもの、又は
  - b. 爆発圧力が 34GPa (340 キロバール) を超えるもの ;
- 34. 2013 年以降使用されていない
- 35. DNAN (2,4-ジニトロアニソール) (CAS 119-27-7) ;
- 36. TEX (4,10-ジニトロ-2,6,8,12-テトラオキサ-4,10-ジアザイソウルツィタン) ;
- 37. GUDN (グアニル尿素ジニトラミド) FOX-12 (CAS 217464-38-5) ;
- 38. テトラジンであって、次のいずれかに該当するもの :
  - a. BTAT (ビス (2,2,2-トリニトロエチル) -3,6-ジアミノテトラジン) ;
  - b. LAX-112 (3,6-ジアミノ-1,2,4,5-テトラジン-2,5-ジオキシド) ;
- 39. 343K (70° C) と 373K (100° C) の間で融解する高エネルギーイオン物質であって、爆発速度が 6,800m/s が超えるもの又は爆発圧が 18 ギガパスカル (180 キロバール) を超えるもの ;
- 40. BTNEN (ビス (2,2,2-トリニトロエチル)-ニトラミン) (CAS 19836-28-3) ;
- 41. FTDO (5,6-(3',4'-フラザノ)-1,2,3,4-テトラジン-1,3-ジオキシド)。
- 42. EDNA (エチレンジニトラミン) (CAS 505-71-5) ;
- 43. TKX-50 (ジヒドロキシルアンモニウム=5・5'-ビステトラゾール-1・1'-ジオラート) ;

**Note** ML8. a. には‘爆発性を有する共結晶’が含まれる。

ML8. a. の Note でいうところにおいて、‘爆発性を有する共結晶’とは、二以上の分子（このうち少なくとも一つが ML 8. a. で指定されるもの）の規則的な三次元配列から構成される固形物をいう。

- b. “推進薬”であって、次のいずれかに該当するもの :
  1. 固体“推進薬”であって、標準条件における理論的比推力が、次の数値を超えるもの :
    - a. 非金属組成で、かつ、非ハロゲン組成の“推進薬”については 240 秒 ;
    - b. 非金属組成で、かつ、ハロゲン組成の“推進薬”については 250 秒 ; 又は
    - c. 金属組成の“推進薬”については 260 秒 ;
  2. 2013 年以降使用されていない
  3. “推進薬”であって、力の定数 [force constant] が 1,200kJ/kg を超えるもの ;
  4. “推進薬”であって、6.89MPa (68.9 バール) の圧力及び 294K (21°C) の温度の標準条件において、38mm/s を超える定常状態での直線燃焼速度（形状が抑制型単一のストランドで測定した速度）が維持できるもの ;
  5. エラストマー改善型ダブルベース (EMCDB) “推進薬”であって、233K (-40°C) の温度での最大応力における伸びが 5% を超えるもの ;
  6. ML8. a. で指定される物質を含有する“推進薬” ;
  7. 軍需品リストの他のエントリーで指定されていない“推進薬”であって、軍用に特別に設計されたもの ;

---

 軍需品リスト
 

---

- c. “火工品(信号・照明弾類)”、燃料及び関連物質であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらの‘混合物’：
1. 軍用に特別に調製された“航空機”燃料；
 

**Note 1** ML8. c. 1. は、次の“航空機”燃料には適用されない：  
JP-4、JP-5、及びJP-8。

**Note 2** ML8. c. 1. で指定される“航空機”燃料は最終製品であって、これらの成分ではない。
  2. アラン（水素化アルミニウム）（CAS 7784-21-6）；
  3. ボランであって、次のいずれかに該当するもの、及びそれらの誘導体：
    - a. カルボラン；
    - b. ボランの同族体であって、次のいずれかに該当するもの：
      1. デカボラン（14）（CAS 17702-41-9）；
      2. ペンタボラン（9）（CAS 19624-22-7）；
      3. ペンタボラン（11）（CAS 18433-84-6）；
  4. ヒドラジン及び誘導体であって、次のいずれかに該当するもの（酸化ヒドラジン誘導体については、ML8. d. 8. 及びML8. d. 9. を参照のこと）：
    - a. ヒドラジン（CAS 302-01-2）であって、濃度が70%を超えるもの；
    - b. モノメチルヒドラジン（CAS 60-34-4）；
    - c. 対称ジメチルヒドラジン（CAS 540-73-8）；
    - d. 非対称ジメチルヒドラジン（CAS 57-14-7）；

**Note** ML8. c. 4. a. は、腐食制御のために特別に調製されたヒドラジンの‘混合物’には適用されない。
  5. 粒子状の金属燃料、燃料の混合物又は“火工品(信号・照明弾類)”の混合物（球状、霧状、回転楕円状、薄片状又は粉状のいずれか）であって、次のいずれかの物質の含有率が99%以上の金属から製造されたもの：
    - a. 金属であって、次のいずれかに該当するも及びそれらの‘混合物’：
      1. ベリリウム（CAS 7440-41-7）であって、粒子サイズが60 $\mu$ m未満のもの；
      2. 鉄粉（CAS 7439-89-6）であって粒子サイズが3 $\mu$ m以下のもののうち、水素による酸化鉄の還元により製造されたもの；
    - b. 次のいずれかを含有する‘混合物’：
      1. ジルコニウム（CAS 7440-67-7）、マグネシウム（CAS 7439-95-4）若しくはこれらの合金であって、粒子サイズが60 $\mu$ m未満のもの；又は
      2. ホウ素（CAS 7440-42-8）若しくは炭化ホウ素（CAS 12069-32-8）燃料であって、純度が85%以上で粒子サイズが60 $\mu$ m未満のもの；

**Note 1** ML8. c. 5. は、金属又は合金がアルミニウム、マグネシウム、ジルコニウム又はベリリウムで封じ込められているか否かにかかわらず、“爆発物”及び燃料には適用される。

**Note 2** ML8. c. 5. b. は、粒子状の金属燃料であって、軍の用途で調製された‘混合物’（例えば、液体“推進薬”スラリー、固体“推進薬”又は“火工品”〔信号・照明弾類〕の混合物）を形成するため他の物質で混合されている場合にのみ適用される。

**Note 3** ML8. c. 5. b. 2. は、ボロン-10で濃縮されたホウ素及び炭化ホウ素（全ボロン-10の含有量が20%以上のもの）には適用されない。
  6. 炭化水素燃料用の濃化剤を含有する軍用の物質であって、火炎放射器又は焼夷弾の軍需品で使用するために特別に調製されたもの（例えば、金属ステアリン酸塩（例えば、オクトール（CAS 637-12-7）又はパルメート）；

---

 軍需品リスト
 

---

7. 金属粉末又はその他の高エネルギー燃料成分で合成された過塩素酸塩、塩素酸塩及びクロム酸塩；
8. 球状又は回転楕円状のアルミニウム粉末（CAS 7429-90-5）であって、粒子径が 60 μm 以下のものうち、アルミニウムの含有量が 99%以上の材料から製造されたもの；
9. 亜水酸化チタン（TiHn）であって、ストイキオメトリー当量  $n = 0.65-1.68$  のもの。
10. 高エネルギー密度の液体燃料（ML8. c. 1. で指定されるものを除く）であって、次のいずれかに該当するもの：
  - a. 固体燃料と液体燃料の双方を混和した混合燃料（例えば、ホウ素スラリー）であって、質量基準のエネルギー密度が 40 メガジュール毎キログラム以上のもの；
  - b. その他の高エネルギー密度の燃料及び燃料添加物（例えば、キューバン、イオン溶液、JP-7、JP-10）であって、293K（20℃）、1 気圧（101.325 kPa）で測定された体積基準のエネルギー密度が 37.5 ギガジュール毎立法メートル以上のもの；

**Note** ML8. c. 10. b. は、化石精製燃料若しくはバイオ燃料、又は民間航空機で使用する事が保証されたエンジン用の燃料には適用されない。
11. “火工品[信号・照明弾類]”及び自然発火性材料であって、次のいずれかに該当するもの：
  - a. “火工品[信号・照明弾類]”及び自然発火性材料であって、赤外線スペクトルの一部において放射エネルギーの生成を増強又は制御するように特に調製されたもの；
  - b. マグネシウム、ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）とビニリデンジフルオロライド-ヘキサフルオロプロピレンの共重合体（例えば、MTV）の混合物；
12. 燃料混合物、“火工品[信号・照明弾類]”の混合物又は“エネルギー物質”（ML8 の他の箇所で指定されるものを除く）であって、次のすべてに該当するもの：
  - a. 次のいずれかに該当する粒子の含有率が 0.5%を超えるもの：
    1. アルミニウム；
    2. ベリリウム；
    3. ホウ素；
    4. ジルコニウム；
    5. マグネシウム；又は
    6. チタン；
  - b. ML8. c. 12. a. で指定される粒子であって、いずれの方向においてもサイズが 200nm 未満のもの；かつ
  - c. ML8. c. 12. a. で指定される粒子であって、金属の含有率が 60%以上のもの；

**Note** ML8. c. 12. にはテルミットを含む。
- d. 酸化剤であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらの‘混合物’：
  1. ADN（アンモニウムジニトラミド又は SR 12）（CAS 140456-78-6）；
  2. AP（過塩素酸アンモニウム）（CAS 7790-98-9）；
  3. フッ素及び次のいずれかからなる化合物：
    - a. その他のハロゲン；
    - b. 酸素；又は
    - c. 窒素；

**Note 1** ML8. d. 3 は、三フッ化塩素(CAS 7790-91-2)には適用されない。

**Note 2** ML8. d. 3 は、ガスの状態の三フッ化窒素(CAS 7783-54-2)には適用されない。

**Note 3** ML8. d. 3. は、五フッ化ヨウ素(CAS 7783-66-6)には適用されない。
4. DNAD（1,3-ジニトロ-1,3-ジアゼチジン）（CAS 78246-06-7）；
5. HAN（硝酸ヒドロキシアンモニウム）（CAS 13465-08-2）；



---

 軍需品リスト
 

---

6. HAP (過塩素酸ヒドロキシアニモニウム) (CAS 15588-62-2) ;
7. HNF (ニトロ蟻酸ヒドラジニウム) (CAS 20773-28-8) ;
8. 硝酸ヒドラジン (CAS 37836-27-4) ;
9. 過塩素酸ヒドラジン (CAS 27978-54-7) ;
10. 化学反応を抑制された赤色発煙硝酸 (IRFNA) (CAS 8007-58-7) からなる又は含有する液体の酸化剤 ;

**Note** ML8. d. 10. は、化学反応を抑制されない発煙硝酸には適用されない。

- e. 結合剤、可塑剤、モノマー及びポリマーであって、次のいずれかに該当するもの :
  1. AMMO (アジドメチルメチルオキシタン及びその重合体) (CAS 90683-29-7) (その“原料となる化学物質”については、ML8. g. 1. についても参照のこと) ;
  2. BAMO (3・3-ビス (アジドメチル) オキシタン及びその重合体) (CAS 17607-20-4) (その“原料となる化学物質”については、ML8. g. 1. についても参照のこと) ;
  3. BDNPA (ビス (2,2-ジニトロプロピル) アセタール) (CAS 5108-69-0) ;
  4. BDNPF (ビス (2,2-ジニトロプロピル) フォルマール) (CAS 5917-61-3) ;
  5. BTTN (ブタントリオールトリニトレート) (CAS 6659-60-5) (その“原料となる化学物質”については、ML8. g. 1. も参照のこと) ;
  6. 高エネルギーモノマー、可塑剤及び重合体であって、軍用に特別に調製されたものうち、以下の基を有するもの :
    - a. ニトロ基 ;
    - b. アジド基 ;
    - c. ニトレート基 ;
    - d. ニトラザ基 ; 又は
    - e. ジフルオロアミノ基
  7. FAMAO (3-ジフロロアミノメチル-3-アジドメチルオキシタン) 及びその重合体 ;
  8. FEFO (ビス-(2-フルオロ-2,2-ジニトロエチル) フォルマール) (CAS 17003-79-1) ;
  9. FPF-1 (ポリ-2,2,3,3,4,4-ヘキサフルオロペンタン-1,5-ジオールフォルマール) (CAS 376-90-9) ;
  10. FPF-3 (ポリ-2,4,4,5,5,6,6-ヘプタフルオロ-2-トリ-フルオロメチル-3-オキサヘプタン-1,7-ジオールフォルマール) ;
  11. GAP (グリシジルアジドの重合体) (CAS 143178-24-9) 及びその誘導体 ;
  12. HTPB (末端ヒドロキシル基ポリブタジエン) であって、ヒドロキシル基の末端官能性が 2.2 以上でかつ 2.4 以下で、ヒドロキシル価が 0.77meq[ミリグラム当量]/g 未満で、かつ、30°Cにおける粘度が 47 ポアズ未満であるもの (CAS 69102-90-5) ;
  13. 低分子量 (分子量が 10,000 未満のもの) で、かつ、アルコール官能基を有するポリエピクロロヒドリンであって、次のいずれかに該当するもの :
    - a. ポリエピクロロヒドリン ;
    - b. ポリエピクロロヒドリンジオール。 -
  14. NENAs (ニトラートエチルニトラミン化合物) (CAS 17096-47-8、85068-73-1、82486-83-7、82486-82-6 及び 85954-06-9) ;
  15. PGN (poly-GLYN、ポリグリシジルニトレート又はニトラトメチルオキシランの重合体) (CAS 27814-48-8) ;
  16. NIMMO の重合体 (ニトラトメチルメチルオキシタンの重合体)、MMO の重合体又は (3-ニトラトメチル-3-メチルオキシタン) の重合体 (CAS 84051-81-0) ;
  17. ポリニトロオルトカーボネート ;

---

 軍需品リスト
 

---

18. TVOPA (1, 2, 3-トリス[1, 2-ビス(ジフルオロアミノ)エトキシ]プロパン又はトリスビノキシプロパンの添加物) (CAS 53159-39-0)。
  19. 4, 5 ジアジドメチル-2-メチル-1, 2, 3-トリアゾール(iso- DAMTR) ;
  20. PNO (3-ナイトレートオキセタンの重合体) ;
  21. TMETN (トリメチロールエタントリニトレート) (CAS 3032-55-1) ;
- f. “添加剤”であって、次のいずれかに該当するもの :
1. 塩基性サリチル酸銅 (CAS 62320-94-9) ;
  2. BHEGA (ビス(2-ヒドロキシエチル)グリコルアミド) (CAS 17409-41-5) ;
  3. BNO (ブタジエンニトリルオキシド) ;
  4. フェロセンの誘導体であって、次のいずれかに該当するもの :
    - a. ブタセン (CAS 125856-62-4) ;
    - b. カトセン (2, 2-ビス-エチルフェロセンプロパン) (CAS 37206-42-1) ;
    - c. フェロセンカルボン酸及びフェロセンカルボン酸エステル ;
    - d. n-b ブチル-フェロセン (CAS 31904-29-7) ;
    - e. その他の付加重合フェロセン誘導体 (ML8. f. 4. の他の箇所で指定されるものを除く) ;
    - f. エチルフェロセン (CAS 1273-89-8) ;
    - g. プロピルフェロセン ;
    - h. ペンチルフェロセン (CAS 1274-00-6) ;
    - i. ジシクロペンチルフェロセン ;
    - j. ジシクロヘキシルフェロセン ;
    - k. ジエチルフェロセン (CAS 1273-97-8) ;
    - l. ジプロピルフェロセン ;
    - m. ジブチルフェロセン (CAS 1274-08-4) ;
    - n. ジヘキシルフェロセン (CAS 93894-59-8) ;
    - o. アセチルフェロセン (CAS 1271-55-2) / 1, 1'-ジアセチルフェロセン ((CAS 1273-94-5) ;
  5. ベーターレゾルシン酸鉛 (CAS 20936-32-7) 又はベーターレゾルシン酸銅 (CAS 70983-44-7) ;
  6. クエン酸鉛 (CAS 14450-60-3) ;
  7. ベーターレゾルシン酸鉛又はサリチル酸鉛の鉛-銅のキレート ;
  8. マレイン酸鉛 (CAS 19136-34-6) ;
  9. サリチル酸鉛 (CAS 15748-73-9) ;
  10. すず酸鉛 (CAS 12036-31-6) ;
  11. MAPO (トリス-1-(2-メチル)アジリジニルホスフィンオキシド (CAS 57-39-6) ; BOBBA 8 (ビス(2-メチルアジリジニル) 2-(2-ヒドロキシプロパノキシ) プロピルアミノホスフィンオキシド) ; 及びその他の MAPO 誘導体 ;
  12. メチル BAPO (ビス(2-メチルアジリジニル) メチルアミノホスフィンオキシド) (CAS 85068-72-0) ;
  13. N-メチル-p-ニトロアニリン (CAS 100-15-2) ;
  14. 3-ニトラザ-1, 5-ペンタンジイソシアネート (CAS 7406-61-9) ;
  15. 有機金属のカップリング剤であって、次のいずれかに該当するもの :

---

 軍需品リスト
 

---

- a. ネオペンチル[ジアリル]オキシ、トリ[ジオクチル]ホスフェイト-酸化チタン (CAS 103850-22-2) ; チタン IV としても知られている、2,2[ビス 2-プロペノレイト-メチル、ブタノレイト、トリス (ジオクチル) ホスフェイト] (CAS 110438-25-0) ; 又は LICA 12 (CAS 103850-22-2) ;
- b. チタン IV、[ (2-プロペノレイト-1) メチル (n-プロペノレイトメチル) ] ブタノレイト-1、トリス[ジオクチル]ピロホスフェイト又は KR3538 ;
- c. チタン IV、[ (2-プロペノレイト-1) メチル (n-プロパノレイトメチル) ] ブタノレイト-1 (トリス(ジオクチル)ホスフェイト) ;
- 16. ポリシアノジフルオロアミノエチレンオキシド ;
- 17. 結合剤であって、次のいずれかに該当するもの :
  - a. 1,1R,1S-トリメソイル-トリス(2-メチルアジリジン) (HX-868, BITA) ((CAS 7722-73-8) ;
  - b. イソフタル、トリメシン、イソシアヌル又はトリメチルアジピンの骨格を有する多官能性アジリジンアミドであって、2-メチルアジリジン基又は2-エチルアジリジン基を有するもの

**Note** ML. 8. f. 17. b. の品目には、次のものを含む :

- a. 1,1H-イソフタロイル-ビス(2-メチルアジリジン) (HX-752) (CAS 7652-64-4) ;
  - b. 2,4,6-トリス(2-エチル-1-アジリジニル)-1,3,5-トリアジン (HX-874) (CAS 18924-91-9) ;
  - c. 1,1'-トリメチルアジポイル-ビス(2-エチルアジリジン) (HX-877) (CAS 71463-62-2)。
- 18. プロピレンイミン (2-メチルアジリジン) (CAS 75-55-8) ;
  - 19. 超微粒酸化第二鉄 ( $\text{Fe}_2\text{O}_3$ ) (CAS 1317-60-8) であって、表面積が1グラム当たり 250  $\text{m}^2$  を超え、かつ、粒子の径の平均が 3.0nm 以下のもの ;
  - 20. TEPAN (テトラエチレンペンタアミンアクリロニトリル) (CAS 68412-45-3) ; シアノエチル化ポリアミン及びシアノエチル化ポリアミンの塩 ;
  - 21. TEPANOL (テトラエチレンペンタアミンアクリロニトリルグリシドール) (CAS 68412-46-4) ; グリシドールを付加したシアノエチル化ポリアミン及びグリシドールを付加したシアノエチル化ポリアミンの塩 ;
  - 22. TPB (トリフェニルビスマス) (CAS 603-33-8) ;
  - 23. TPB (トリス (エトキシフェニル) ビスマス) (CAS 90591-48-3) ;

g. “原料となる化学物質”であって、次のいずれかに該当するもの :

**注意** ML8. g. において、指示するものは、これらの物質から製造された指定される“高エネルギー物質”に対するものである。

- 1. BCMO (3・3-ビス(クロロメチル)オキセタン) (CAS 78-71-7) (ML8. e. 1. 及び e. 2. についても参照のこと) ;
- 2. ジニトロアゼチジントーシャリーブチル塩 (CAS 125735-38-8) (ML8. a. 28. についても参照のこと) ;
- 3. ヘキサアザイソウルチタンの誘導體 (HBIW (ヘキサベンジルヘキサアザイソウルチタン) (CAS 124782-15-6) 及び TAIW (テトラアセチルジベンジルヘキサアザイソウルチタン) (CAS 182763-60-6) を含む) (ML8. a. 4. についても参照のこと) ;
- 4. 2013 年以降使用されていない
- 5. TAT (1・3・5・7-テトラアセチル-1・3・5・7-テトラアザシクロオクタン) (CAS 41378-98-7) (ML8. a. 13. についても参照のこと) ;

---

**軍需品リスト**


---

6. 1・4・5・8-テトラアザデカリン (CAS 5409-42-7) (ML8. a. 27. についても参照のこと) ;
7. 1・3・5-トリクロロベンゼン (CAS 108-70-3) (ML8. a. 23. についても参照のこと) ;
8. 1・2・4-トリヒドロキシブタン (1・2・4-ブタントリオール) (CAS 3068-00-6) (ML8. e. 5. についても参照のこと) ;
9. DADN (1,5-ジアセチル-3,7-ジニトロ-1, 3, 5, 7-テトラアザ-シクロオクタン) (ML8. a. 13 についても参照のこと)。

h. '反応物質'の粉末及びシェイプであって、次のいずれかに該当するもの：

1. 次のいずれかに該当する物質の粉末であって、粒子の径がいずれの方向においても 250  $\mu\text{m}$  未満のものうち、ML8 の他の箇所で指定されていないもの：
  - a. アルミニウム；
  - b. ニオブウム；
  - c. ほう素；
  - d. ジルコニウム；
  - e. マグネシウム；
  - f. チタニウム；
  - g. タンタル；
  - h. タングステン；
  - i. モリブデン；又は
  - j. ハフニウム；
2. ML8. h. 1. で指定される粉末から製造されたシェイプ (ML3、ML4、ML12 又は ML16 で指定されるものを除く)。

**Technical Notes**
**ML8. h. でいうところにおいて：**

1. '反応物質'とは、弾頭のライナー又はケース用のもので、高剪断速度においてのみ発熱反応を発生するように設計されものをいう。
2. '反応物質'の粉末は、例えば、高エネルギーのボールミル粉砕加工により生成される。
3. '反応物質'のシェイプは、例えば、選択的レーザー焼結により生成される。

**注 1\*** ML8. は、ML8. a. で指定される“高エネルギー物質”又は ML8. c. で指定される金属粉末と合成又は混合されていない限り、以下の物質には適用されない：

- a. ピクリン酸アンモニウム (CAS 131-74-8)；
- b. 黒色火薬；
- c. ヘキサニトロジフェニルアミン (CAS 131-73-7)；
- d. ジフルオロアミン (CAS 10405-27-3)；
- e. ニトロスターチ (CAS 9056-38-6)；
- f. 硝酸カリ (CAS 7757-79-1)；
- g. テトラニトロナフタレン；
- h. トリニトロアニソール；
- i. トリニトロナフタレン；
- j. トリニトロキシレン；
- k. N-ピロリドン；1-メチル-2-ピロリドン (CAS 872-50-4)；

---

\* 以前の注 5 は、2009 年に削除された。残りの注 6 及び注 7 は、2012 年に注 1 及び注 2 に番号が付け直された。

---

 軍需品リスト
 

---

- l. マレイン酸ジオクチル (CAS 142-16-5) ;
- m. アクリル酸エチルヘキシル (CAS 103-11-7) ;
- n. トリエチルアルミニウム (TEA) (CAS 97-93-8)、トリメチルアルミニウム (TMA) (CAS 75-24-1) 及びリチウム、ナトリウム、マグネシウム、亜鉛又はホウ素のその他の自燃発火性アルキル金属及び自然性アリアル金属 ;
- o. ニトロセルロース (CAS 9004-70-0) ;
- p. ニトログリセリン (又はグリセロールトリニトレート、トリニトログリセリン) (NG) (CAS 55-63-0) ;
- q. 2, 4, 6-トリニトロトルエン (TNT) (CAS 118-96-7) ;
- r. エチレンジアミンジニトレート (EDDN) (CAS 20829-66-7) ;
- s. ペンタエリトリールテトラニトレート (PETN) (CAS 78-11-5) ;
- t. アジ化鉛 (CAS 13424-46-9) (ノルマルスチフニン酸鉛 (CAS 15245-44-0) 及び塩基性スチフニン酸鉛 (CAS 12403-82-6)) 及びアジ化物又はアジ化合物を含有する起爆薬又は点火化合物 ;
- u. トリエチレングリコールジニトレート (TEGDN) (CAS 111-22-8) ;
- v. 2, 4, 6-トリニトロレゾルシノール (スチフニン酸) (CAS 82-71-3) ;
- w. ジエチルジフェニル尿素 (CAS 85-98-3) ; ジメチルジフェニル尿素 (CAS 611-92-7) ; メチルエチルジフェニル尿素 [セントラルアイテス] ;
- x. N, N-ジフェニル尿素 (非対称型ジフェニル尿素) (CAS 603-54-3) ;
- y. メチル-N, N ジフェニル尿素 (メチル非対称型ジフェニル尿素) (CAS 13114-72-2) ;
- z. エチル-N, N ジフェニル尿素 (エチル非対称型ジフェニル尿素) (CAS 64544-71-4) ;
- aa. 2-ニトロジフェニルアミン (2-NDPA) (CAS 119-75-5) ;
- bb. 4-ニトロジフェニルアミン (4-NDPA) (CAS 836-30-6) ;
- cc. 2, 2-ジニトロプロパノール (CAS 918-52-5) ;
- dd. ニトログアニジン (CAS 556-88-7) (デュアルユースリストの 1. C. 11. d. を参照のこと)。

**注 2** ML8. は、過塩素酸アンモニウム (ML8. d. 2.)、NTO (ML8. a. 18.) 又はカトセン (ML8. f. 4. b.) のうち、次のすべてに該当するものには適用されない :

- a. 民生用途のガス発生装置用に特別に成形され調製されたもの ;
- b. 非反応性熱硬化性樹脂の結合剤又は可塑剤で配合又は混合されているものであって、質量が 250 グラム未満のもの ;
- c. 反応性物質中の過塩素酸アンモニウム (ML8. d. 2.) が最大 80% であるもの ;
- d. NTO (ML8. a. 18.) の質量が 4 グラム以下であるもの ; 並びに
- e. カトセン (ML8. f. 4. b.) の質量が 1 グラム以下であるもの。

---

 軍需品リスト
 

---

ML9 軍用船舶（水上艦艇又は潜水艦）、特定の海軍用装備品、附属品、部分品及びその他の水上艦艇であって、次のいずれかに該当するもの：

**注意** 誘導航法装置については、ML11を参照のこと。

a. 船舶及び部分品であって、次のいずれかに該当するもの：

1. 軍用に特別に設計又は改造された船舶（水上艦艇又は潜水艦）（現在の修理状況又は運転状況の如何にかかわらないし、兵器の発射装置又は装甲板を搭載しているか否かにかかわらない）、及び当該船舶のための船体又は船体の部品、並びにこれらのための部分品であって、軍用に特別に設計されたもの；

**Note** ML9. a. 1. は、ダイバーの搬送のために特別に設計又は改造したビークルを含む。

2. 水上艦艇（ML9. a. 1. で指定されるものを除く）であって、次のいずれかを有するもの（当該船舶に固定若しくは組み込まれているものに限る）：

- a. ML1. で指定される自動火器、又は ML2.、ML4.、ML12. 若しくは ML19. で指定される兵器、又は兵器用の‘砲架’若しくはハードポイント[懸吊架]であって、口径が 12.7mm 以上のもの；

**Technical Note**

ML9. a. 2. a. でいうところにおいて、‘砲架’は、砲塔又は兵器を取り付けるため構造的に補強したものをいう。

- b. ML5. で指定される火器管制システム；

c. 次のすべてに該当するもの：

1. ‘化学、生物、放射能及び核（CBRN）に対する防御’；及び
2. ‘甲板散水装置若しくは洗浄装置’であって、汚染除去の目的のために設計されたもの；又は

**Technical Note** ~~Technical Notes~~

~~1. ‘CBRN 防御’は、自己完結型の内部空間であって、設計圧を超える与圧、換気システムのアイソレーション、CBRN フィルター搭載の限定された換気開口部及び減圧室を組み込んだ限られた人員アクセス・ポイントのような機能を含んだものをいう。~~

2. ML9. a. 2. c. 2. でいうところにおいて、‘甲板散水装置若しくは洗浄装置’は、船舶の外部上部構造物[船楼など船の主甲板上の構造物]及びデッキを同時に散水することができる海水散布装置をいう。

- d. ML4. b.、ML5. c. 又は ML11. a. で指定される能動型の兵器対抗システムであって、次のいずれかに該当するもの：

1. ‘CBRN 防御’；
2. 船体及び上部構造物[船楼など船の主甲板上の構造物]であって、レーダー反射断面積を減らすために特別に設計したもの；
3. 熱シグネチャ[痕跡]低減機器（例えば、排気ガス冷却装置）（発電所全体の効率を向上させるため若しくは環境への影響を低減させるために特別に設計されたものを除く）；又は
4. 消磁システムであって、船舶全体の磁気シグネチャ[痕跡]を減少するように設計されたもの；

**Technical Note**

ML9. a. 2. でいうところにおいて、‘CBRN 防御’は、自己完結型の内部空間であって、設計圧を超える与圧、換気システムのアイソレーション、CBRN フィルター搭載の限定された換気開口部及び減圧室を組み込んだ限られた人員アクセス・ポイントのような機能を含んだものをいう。

---

 軍需品リスト
 

---

- b. エンジン及び推進装置であって、次のいずれかに該当するもののうち、軍用に特別に設計されたもの並びにこれらのための部分品であって、軍用に特別に設計されたもの：
1. 潜水艦のために特別に設計されたディーゼルエンジン；
  2. 潜水艦のために特別に設計した電気モータであって、次のすべてに該当するもの：
    - a. 出力が0.75MW（1,000馬力）を超えるもの；
    - b. 高速反転のもの；
    - c. 水冷のもの；かつ
    - d. 完全に囲われているもの；
  3. ディーゼルエンジンであって、次のすべてに該当するもの：
    - a. 出力が37.3kW（50馬力）以上のもの；かつ
    - b. '非磁性'材料で構成される部分の重量が全質量の75%を超えるもの；

**Technical Note**

ML9. b. 3. でいうところにおいて、'非磁性'とは相対透磁率が2未満のものをいう。

4. 潜水艦のために特別に設計された'非大気依存推進'（'AIP'）システム；

**Note** ML9. b. 4. は、原子力には適用されない。

**Technical Note**

ML9. b. 4. でいうところにおいて、'AIP'とは、~~'非大気依存推進'（AIP）とは、AIPでない場合にバッテリーが可能にするよりも長い時間、大気中の酸素を利用することなしに、その推進装置を動作させることを可能にすることをいう。ML9. b. 4. でいうところにおいて、AIPには、原子力を含まない。~~

**注意：**原子力推進装置については、ML9. h. を参照のこと。

- c. 軍用に特別に設計された水中探知装置及びこれらのための制御装置、並びにこれらのための部分品であって、軍用に特別に設計されたもの；
- d. 対潜水艦網及び対魚雷網であって、軍用に特別に設計されたもの；
- e. 2003年以降使用されていない；
- f. 軍用に特別に設計された貫通金物及びコネクタであって、船舶の船外にある装置と相互作用が可能なもの、並びにこれらのための部分品であって、軍用に特別に設計されたもの；

**Note 1** ML9. f. には、船舶用のコネクタであって、単一の導線、複数の導線、同軸又は導波管タイプのもの、及び船舶用の貫通金物であって、100mを超える深さの海洋で外部からの漏出に対する不浸透性を維持することができ、かつ、必要な特性を保持することができるもの；並びに、光ファイバーのコネクタ及び光学的な貫通金物であって、深度に関係なく"レーザー"ビームの伝送のために特別に設計されたものを含む。

**Note 2** ML9. f. は、通常の推進軸及び水力学的なコンロッドの貫通金物には適用されない

- g. 静音軸受であって、次のいずれかを有するもの、これらのための部分品及びこれらの軸受を組み込んだ装置であって、軍用に特別に設計されたもの：
1. 気体又は磁気サスペンション；
  2. 能動型のシグネチャ[痕跡]制御；又は
  3. 振動の抑制制御。
- h. 原子力発電装置又は原子力推進装置であって、ML9. a. で指定される船舶のために特別に設計されたもの及びこれらのための部分品であって、軍事用途のために特別に設計又は'改造された'もの。

**Technical Note**

ML9. h. でいうところの'改造された'とは、軍用に特別に設計された品目と同等の軍事能力を非軍事品目に与える構造的、電氣的、機械的等の変更をいう。

**Note** ML9. h. には、"原子炉"を含まない。

---

 軍需品リスト
 

---

ML10 “航空機”、“軽航空機”、“無人機” (“UAV”)、航空機用エンジン及び“航空機”用装備品、附属装置及び部分品であって、次のいずれかに該当するもののうち、軍用に特別に設計又は改造されたもの：

**注意** 誘導航法装置については、ML11 を参照のこと。

- a. 有人“航空機”及び“軽航空機”、並びにこれらのために特別に設計された部分品；
- b. 2011 年以降使用されていない
- c. 無人“航空機”及び“軽航空機”並びに関連装備品であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品：
  1. “UAV”、遠隔操縦航空機 (RPVs)、自律的なプログラムが可能な飛しょう体及び無人“軽航空機”；
  2. 発射装置、回収装置及び地上支援装置；
  3. 指令及び指揮を行うために設計された装置；
- d. 航空機用推進エンジン及びこれらのために特別に設計された部分品；
- e. 空中燃料給油装置であって、次のいずれかに該当するもののために特別に設計又は改造されたもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品：
  1. ML10. a. で指定される“航空機”；又は
  2. ML10. c. で指定される無人“航空機”；
- f. ML10. a. で指定される“航空機”又は ML10. d. で指定される航空機エンジンのために特別に開発された地上用装置；

**Note 1** ML10. f. には、圧力式燃料補給装置及び障害物に囲まれた制限地での燃料補給を容易にするために設計された装置（船上に設置されるものを含む）を含む。

**Note 2** ML10. f. は、以下のものには適用されない：

1. 牽引棒；
2. 保護用マット及びカバー；
3. はしご、階段及び足場；
4. 車輪止め、固縛装置及び固定装置。

- g. 航空機搭乗員用の生命維持装置、航空機搭乗員用の安全装置及びその他の緊急脱出機器（ML10. a. で指定されるものを除く）であって、ML10. a. で指定される“航空機”のために設計されたもの；

**Note** ML10. g. は、航空機搭乗員用のヘルメットであって、この軍需品リストで指定される装置を組み込んでいないもの又はこの軍需品リストで指定される装置のためのマウント若しくは結合金具を有していないものについては適用されない規制しない。

**注意** ヘルメットについては、ML13. c. も参照のこと。

- h. パラシュート、パラグライダー及び関連装置であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品：
  1. パラシュートであって、軍需品リストの他のエントリーで指定されていないもの；
  2. パラグライダー；
  3. 高高度パラシュートのために特別に設計された装置（例えば、スーツ、特別なヘルメット、酸素供給装置、ナビゲーション装置）；
- i. パラシュートで降下させる荷物用に設計された開傘制御装置又は自動操縦システム。

**Note 1** ML10. a. は、軍用に特別に設計された“航空機”及び“軽航空機”又はこれらの“航空機”の派生型のものであって、次のすべてに該当するものには適用されない：

- a. 戦闘用の“航空機”でないもの；



---

 軍需品リスト
 

---

- b. 軍用として設計されていないもので、かつ、軍用に特別に設計又は改造された装置又は付加装置を装備されていないもの；並びに
- c. ワッセナーアレンジメント参加国の1か国以上の国の民間航空当局により民間用として認可されたもの。

**Note 2** ML10. d. は、以下のものには適用されない：

- a. 軍用に設計又は改造された航空機エンジンであって、“民間航空機”での使用に対して、ワッセナーアレンジメント参加国の1か国以上の国の民間航空当局により認可されているもの又はこれらのために特別に設計された部分品；
- b. レシプロエンジン又はこれらのために特別に設計された部分品（“UAVs”のために特別に設計されたものを除く）。

**Note 3** ML10. a. 及び ML10. d. でいうところにおいて、軍用ではない“航空機”のために特別に設計された部分品及び関連装置又は軍用に改造された航空機エンジンは、軍用への改造に必要なこれらの軍用の部分品及び軍用の関連装置に対してのみ適用される。

**Note 4** ML10. a. でいうところにおいて、軍事用途には次のものを含む：

戦闘、軍事偵察、襲撃、軍事訓練、兵たん支援並びに部隊又は軍用装備品の輸送及び投下。

**Note 5** ML10. a. は、次のすべてに合致する“航空機”又は“軽航空機”には適用されない：

- a. 1946年以前に最初に製造されたものであること；
- b. 軍需品リストで指定される品目を組み込んでいないこと（ただし、その品目がワッセナーアレンジメント参加国の1か国以上の国の民間航空当局の民間航空の安全性又は耐空性規格に合致させるために必要である場合を除く）；かつ
- c. 軍需品リストで指定される兵器を組み込んでいないこと（ただし、動作のために戻すことができないもの及びその能力を有さないものに限る）。

**Note 6** ML10. d. は、1948年以前に最初に製造された航空機用推進エンジンには適用されない。

---

 軍需品リスト
 

---

ML11 電子機器、“宇宙空間用の飛しょう体”及び部分品（この軍需品リストの他のエントリーで指定されていないもの）であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品：

- a. 電子機器であって、軍用に特別に設計されたもの、及びこれらのために特別に設計された部分品；

**Note** ML11. a. には、以下のものを含む：

- a. 電子的な対抗装置及び電子的な対妨害装置（すなわち、レーダー若しくは無線通信受信機に無関係な信号若しくは誤った信号を伝えるように設計された装置、又は他の方法で敵の電子受信機（敵の対抗装置を含む）の受信、稼動若しくは有効性を妨げるように設計された装置（妨害装置及び妨害対抗装置を含む））；
- b. 周波数アジャイル管；
- c. 軍事上の諜報活動又は機密保護の目的で電磁スペクトルの監視及びモニター又は当該監視及びモニターの妨害のいずれかのために設計された電子システム又は装置；
- d. ソナー受信機に対して無関係な信号若しくは誤った信号を伝えるように設計された水中の対抗装置（音波を利用した装置及び磁気妨害装置及びおびき寄せ装置を含む）；
- e. 暗号機能暗号プロセスを用いたデータ処理機密保護装置、データ機密保護装置及び伝送信号線の機密保護装置；
- f. 識別、認証及び鍵ローダー装置並びに鍵の管理、生成及び配布装置；
- g. 誘導航法装置；
- h. デジタル方式の対流圏散乱波による無線通信伝送装置；
- i. 信号情報のために特別に設計されたデジタル復調器。
- j. “自動指揮統制システム”

**注意** 軍用の“ソフトウェア”無線機（SDR）に関連する“ソフトウェア”については、ML21 を参照のこと。

- b. “衛星航法システム”によって提供される位置、航法又は時刻同期サービスの受信、操作又は有効性を妨げるために設計又は改造された妨害装置、及びこれらのために特別に設計された部分品。~~“衛星航法システム”の妨害装置、及びこれらのために特別に設計された部分品。~~
- c. “宇宙空間用の飛しょう体”であって、軍用に特別に設計又は改造されたもの、及び“宇宙空間用の飛しょう体”の部分品であって、軍用に特別に設計されたもの。

---

 軍需品リスト
 

---

**ML12** 高速運動エネルギー兵器システム及び関連装置であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品：

- a. 運動エネルギー兵器システムであって、標的の破壊又は標的の攻撃任務の阻止を果たすために特別に設計されたもの；
- b. 運動エネルギーの発射体及びシステムの動的試験のために特別に設計された試験評価用設備及び試験モジュール（診断用の器械類及び標的を含む）。

**注意** 縮射用[弾丸が大砲の口径よりも小さい]弾薬を使用する兵器システム又はもっぱら化学的な推進力を使用する兵器システム及びこれらのための弾薬については、ML1. から ML4. を参照のこと。

**Note 1** ML12. には、次のいずれかに該当するものであって、運動エネルギー兵器システムのために特別に設計されたものを含む：

- a. 発射推進装置であって、単射又は速射モードにおいて、0.1g を超える質量を 1.6km/秒を超える速度に加速することができるもの；
- b. 主発電機[他の母線や系統と全く接続されない、単一の孤立した母線に電力を供給する単独または複数の発電機]、電気装甲装置、エネルギー貯蔵設備（例えば、高電圧用のコンデンサ）、熱管理、熱調整、交換又は燃料取り扱い用設備；並びに供給電源、銃及びその他の旋回砲塔の電気駆動機能間の電氣的インタフェース装置；

**注意** 高電圧用のコンデンサについて、デュアルユースリストの 3. A. 1. e. 2. についても参照のこと。

- c. 標的の捕捉、追跡、砲撃管制又は損害評価システム；
- d. 発射体のためのホーミングシーカ、誘導システム又は推力偏向（横方向加速）システム。

**Note 2** ML12. は、次に掲げる推進手段のいずれかを用いた兵器システムに適用される：

- a. 電磁力；
- b. 電熱；
- c. プラズマ；
- d. 軽ガス；又は
- e. 化学的なもの（上記のいずれかと組み合わせて使用される）。

---

 軍需品リスト
 

---

**ML13 装甲装置又は防護装置、建造物、部分品、並びに付属品であって、次のいずれかに該当するもの：**

- a. 金属又は非金属の装甲板であって、次のいずれかに該当するもの：
1. 軍の規格若しくは軍の仕様を満たすために製造されたもの；又は
  2. 軍の用途に適したもの；
- 注意** 胴体防護板については、ML13. d. 2. を参照のこと。
- b. 金属材料若しくは非金属材料又はこれらを組み合わせた材料の建造物であって、軍用システム用の弾道防御機能を具備するように特別に設計されたもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品；
- c. ヘルメット及びこれらのために特別に設計された部分品であって、次のいずれかに該当するもの：の外板、ライナー、又はコンフォートパッド；
1. 軍用規格若しくは軍の仕様、又は同等の国家規格に従って製造されたヘルメット；
  2. ML13. c. 1. で指定されるヘルメットのために特別に設計された外板、ライナー、又はコンフォートパッド；
  3. ML13. c. 1. で指定されるヘルメットのために特別に設計されたアドオン方式の防弾用エレメント。
- 注意** その他の軍用のヘルメットの部分品又は付属品については、関連する ML のエントリーを参照のこと。
- d. 防弾服又は防護服、並びにこれらのための部分品であって、次のいずれかに該当するもの：
1. 柔軟防弾服又は防護服であって、軍規格若しくは軍仕様又はそれらと同等の仕様で製造されたもの、及びこれらのために特別に設計された部分品；
- Note** ML13. d. 1. でいうところにおいて、軍規格若しくは軍仕様には、最小限、破片保護用の仕様を含む。
2. 硬質胴体防護板であって、レベル IIIA（2008 年 7 月制定の NIJ[国家司法研究所]規格 0101.06）又は“同等の規格”以下の防弾能力を備えるもの。
- Note 1** ML13. b. には、爆発反応装甲[リアクティブアーマー]を形成するため、或いは軍のシェルターを建造するために特別に設計された材料を含む。
- Note 2** ML13. c. は、次のすべてに該当するヘルメットには適用されない：
- a. 最初に製造された年が 1970 年以前のもの；かつ
  - b. 本需品リストで指定される品目に対応するように設計又は改造されていないもの及びそれらの品目に装備されていないもの。
- Note 3** ML13. c. 及び d は、ヘルメット、防弾服又は防護服であって、その使用者自身の個人の防御のために使用者が身に着けている場合には適用されない。
- Note 4** ML13. c. で指定される爆弾処理要員のために特別に設計されたヘルメットのみが、軍用として特別に設計されたものである。
- Note 5** ML13. d. 1. は、保護眼鏡には適用されない。
- 注意：** レーザー保護眼鏡について、ML17. o. を参照のこと。
- 注意 1** デュアルユースリストのエントリー 1. A. 5. についても参照のこと。
- 注意 2** 防弾服及びヘルメットの製造で使用される“ファイバー又はフィラメント材料”については、デュアルユースリストのエントリー 1. C. 10. についても参照のこと。

---

 軍需品リスト
 

---

ML14 '軍事訓練用に特化された装置'若しくは軍事シナリオのシミュレート用に特化された装置、ML1. 又は ML2. で指定される火器又は兵器の使用における訓練のために特別に設計されたシミュレータ、並びにこれらのために特別に設計された部分品及び附属品。

Technical Note

用語'軍事訓練用に特化された装置'には、~~軍タイプの攻撃訓練装置、作戦飛行訓練機、レーダー標的訓練装置、レーダー標的発生装置、射撃訓練機器、対潜水艦交戦訓練装置、フライトシミュレーター（パイロット/宇宙飛行士の訓練用の有人対応遠心機を含む）、レーダー訓練装置、計器飛行訓練装置、ナビゲーション訓練装置、ミサイル発射訓練装置、標的装置、無人"航空機"、兵器訓練装置、無人"航空機"訓練装置、地上軍事作戦用移動式訓練ユニット及び訓練装置を含む。~~

**Note 1** ML14. には、軍用に特別に設計又は改造されたシミュレータのためのイメージ生成装置及び対話式環境システムを含む。

**Note 2** ML14. は、狩猟用又はスポーツ用兵器の使用における訓練のために設計された装置には適用されない。

**Note 3** 用語用語'軍事訓練用に特化された装置'には、軍タイプの攻撃訓練装置、作戦飛行訓練機、レーダー標的訓練装置、レーダー標的発生装置、射撃訓練機器、対潜水艦交戦訓練装置、フライトシミュレーター（パイロット/宇宙飛行士の訓練用の有人対応遠心機を含む）、レーダー訓練装置、計器飛行訓練装置、ナビゲーション訓練装置、ミサイル発射訓練装置、標的装置、無人"航空機"、兵器訓練装置、無人"航空機"訓練装置、地上軍事作戦用移動式訓練ユニット及び訓練装置を含む。

ML15. 軍用に特別に設計された画像装置又は対抗装置であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品及び附属品：

- a. 記録装置及び画像処理装置；
- b. カメラ、写真装置及びフィルム現像装置；
- c. イメージ増強装置；
- d. 赤外線又は熱画像装置；
- e. 画像レーダーセンサー装置；
- f. ML15. a. から ML15. e. で指定される装置に対する対抗装置又は対妨害装置。

**Note** ML15. f. には、軍用の画像システムのはたらき又は有効性を低下させるため、或いはこのような低下させる効果を最小化するための装置を含む。

**Note** ML15 は、"第一世代のイメージ増強管"又は"第一世代のイメージ増強管"を組み込むために特別に設計された装置には適用されない。

**注意** "第一世代のイメージ増強管"を組み込んだ兵器用の照準器の番号分類については ML1.、ML2. 及び ML5. a. を参照のこと。

**注意** デュアルユースリストの 6. A. 2. a.、6. A. 2. b. 及び 6. A. 3. b.、~~6. A. 2. a. 2. 及び 6. A. 2. b.~~ も参照のこと。

ML16. 鍛造品、鑄造品及びその他の完成品ではない製品であって、ML1. から ML4.、ML6.、ML9.、ML10.、ML12. 又は ML19. で指定される製品のために特別に設計されたもの。

**Note** ML16. は、完成品ではない製品であって、材料の組成、幾何学的形状又は機能によって識別可能であり場合に適用される。

---

 軍需品リスト
 

---

ML17. その他の装置、材料及び“ライブラリ”であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品：

- a. 潜水・水中水泳用具であって、軍用に特別に設計又は改造されたもののうち、次のいずれかに該当するもの：
  1. 閉鎖回路式又は半閉鎖回路式の自給式潜水装置；
  2. 水中水泳用具であって、ML17. a. 1 で指定される潜水装置とともに使用するために特別に設計されたもの；

**注意** デュアルユースリストの 8. A. 2. q. も参照のこと。

- b. 軍用に特別に設計された建設機械；
- c. シグネチャ[痕跡]の抑制・減少のための取付け部材、コーティング剤及び処理剤であって、軍用に特別に設計されたもの；
- d. 戦闘地域において用いるように特別に設計された野戦工兵用の装置；
- e. “ロボット”、“ロボット”用の制御装置及び“ロボット”用の“エンドエフェクター”であって、次の特性のいずれかを有するもの：
  1. 軍用に特別に設計されたもの；
  2. 弾道の破片により生じる外部から引き起こされた刺し穴に対して油圧配管網を保護する手段を組み込んだもの（例えば、自己密封式配管を組み込んだもの）であって、引火点が 839K（566℃）を超える圧力油を使用するように設計したもの；又は
  3. **電磁パルス**（**EMP**）環境の中で動作するように特別に設計又は定格されたもの；

**Technical Note**

ML17. e. 3. でいうところにおいて、‘EMP’は、~~電磁パルス~~は、近くの装置（例えば機械、器具若しくは電子機器）又は稲光からの電磁放射に起因する意図的でない干渉には言及しない。

- f. 軍需品リストで指定されるシステム、装置又は部分品についての軍用に特別に設計又は改造された“ライブラリ”；
- g. 原子力発電設備又は原子力推進装置（他のエントリーで指定されているものを除く）であって、軍用に特別に設計されたもの、並びにこれらのための部分品であって、軍用に特別に設計又は‘改造’されたもの；
 

**Note** ML17. g. には、“原子炉”を含む。
- h. シグネチャ[痕跡]の抑制・減少のためにコーティング又は処理された装置及び材料であって、軍用に特別に設計されたもの（軍需品リストの他のエントリーで規制されているものを除く）；
- i. 軍用の“原子炉”のために特別に設計されたシミュレータ；
- j. 軍用の設備のサービスを行うために特別に設計又は改造された移動式の修理工場；
- k. 軍用に特別に設計又は改造された野外用の発電機；
- l. ISO 準拠インターモーダルコンテナ又は取り外し可能な車体（すなわちスワップボディ）であって、軍事用途のために特別に設計又は‘改造’されたもの；
- m. フェリー（軍需品リストの他のエントリーで指定されているものを除く）、橋梁及びポンツーン[自航力のない箱船]であって、軍用に特別に設計されたもの；
- n. ML4.、ML6.、ML9. 又は ML10. で指定される品目の“開発”のために特別に設計されたテストモデル；
- o. 軍用に特別に設計された“レーザー光”保護装置（例えば目又はセンサーの保護）；
- p. 軍用に特別に設計又は‘改造’された“燃料電池”（軍需品リストの他のエントリーで指定されているものを除く）。

**Technical Note**

1. 2014 年以降使用されていない

---

**軍需品リスト**

---

2. ML17. でいうところの'改造された'とは、軍用に特別に設計された品目と同等の軍事能力を非軍事品目に与える構造的、電氣的、機械的等の変更をいう。

---

 軍需品リスト
 

---

ML18. ‘製造’装置、環境試験設備及び部分品であって次のいずれかに該当するもの：

- a. 軍需品リストで指定される品目製品の‘製造’のために特別に設計又は改造された~~‘製造’~~装置、並びにこれらのために特別に設計された部分品；
- b. 軍需品リストで指定される品目製品の保証、品質認定又は試験のために特別に設計された環境試験設備、及びこれらのために特別に設計された装置（他のエントリーで指定されているものを除く）。

**Technical Note**

ML18. でいうところの用語‘製造’には、設計、検査、製造、テスト及びチェックを含む。

**Note** ML18. a. 及び ML18. b. には、以下の装置を含む：

- a. 連続ニトロ化反応装置；
- b. 遠心力試験器具又は装置であって、次のいずれかに該当するもの：
  1. 全定格馬力が 298kW（400 馬力）を超える 1 台若しくは複数台のモーターにより駆動されるもの；
  2. 113kg 以上のペイロードを運搬することができるもの；又は
  3. 91kg 以上のペイロードを搭載した状態で、8g（78.5m/秒<sup>2</sup>）以上の遠心加速度を持続的に出すことができるもの；
- c. 脱水プレス；
- d. 軍用の“爆発物”の押し出し成形のために特別に設計又は改造されたスクリュウ押し機；
- e. 押し出し成形された“推進薬”を一定の大きさに切削する切断機；
- f. 直径が 1.85m 以上のスィーティバレル（タンブラー）であって、227kg 超の製造能力を持つもの[推進薬のコーティング用の回転ドラム]；
- g. 固体“推進薬”のための連続ミキサー；
- h. 軍用の“爆発物”の成分を細砕又は磨砕[粉碎]するための液体エネルギーによる粉碎機；
- i. ML8. c. 8. でリストされる金属粉末において球状でかつ均一の粒子サイズを得るための装置；
- j. ML8. c. 3. でリストされる物質の変換のための対流式転換器。



---

 軍需品リスト
 

---

ML19. 指向性エネルギー兵器システム (DEW) [対核ミサイル用の粒子線・レーザー光などの線束を発射するビーム兵器]、関連装置又は対抗装置及びテストモデルであって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品：

- a. “レーザー”システムであって、標的の破壊又は標的の攻撃任務の阻止を果たすために特別に設計されたもの；
- b. 粒子線システムであって、標的の破壊又は標的の攻撃任務の阻止を果たすことができるもの；
- c. 高出力の無線周波数 (RF) システムであって、標的の破壊又は標的の攻撃任務の阻止を果たすことができるもの；
- d. ML19. a. から ML19. c. で指定される装置の探知又は特定又は防御のために特別に設計された装置；
- e. ML19. で指定されるシステム、装置及び部分品のための物理的試験モデル。
- f. “レーザー”装置であって、強化されていない視野（すなわち、裸眼又は矯正視覚機器）に永久的な失明を生じるように特別に設計されたもの。

**Note 1** ML19. で指定される DEW[指向性エネルギー兵器] システムには、その能力が次に掲げる規制される応用から引き出されるシステムを含む。

- a. “レーザー発振器”であって、通常型の銃砲弾と同様の破壊をもたらすのに十分な出力を発振するもの；
- b. 粒子加速器であって、破壊力を持つ荷電粒子線又は中性粒子ビームを放射するもの；
- c. 高パルス出力又は高平均出力の無線周波数ビーム伝送装置であって、遠く離れた標的の電気回路を無能にするのに十分な強度の電界を生ずるもの。

**Note 2** ML19. には、DEW[指向性エネルギー兵器] システムのために特別に設計された以下のものを含む：

- a. 主発電機[他の母線や系統と全く接続されない、単一の孤立した母線に電力を供給する単独または複数の発電機]、エネルギー貯蔵設備、交換設備、出力調整設備又は燃料取り扱い用設備；
- b. 標的の捕捉・追跡システム；
- c. 標的の損傷、破壊又は作戦中止を評価することができるシステム；
- d. ビームのハンドリング、伝播又は特定の方向に向ける装置；
- e. 高速で複数の標的の活動に対して、高速ビーム旋回能力をもつ装置；
- f. 適応可能型の位相共役光発生装置；
- g. 水素負イオンビーム用の電流注入装置；
- h. “宇宙用に設計された”加速器の部分品；
- i. 負イオンビーム集束装置；
- j. 高エネルギーのイオンビーム制御旋回装置；
- k. 負水素アイソトープビームを中性化するための“宇宙用に設計された”金属箔。

---

 軍需品リスト
 

---

**ML20. 極低温装置及び“超伝導”装置であって、次のいずれかに該当するもの、並びにこれらのために特別に設計された部分品及び附属品：**

- a. 軍用の陸上車両、船舶、航空機又は宇宙船に設置されるように特別に設計又は構成された装置であって、運転中に機能でき、かつ、103K (-170°C) 未満の温度を作り出し、維持できるもの；

**Note** ML20. a. には、非金属材料又は絶縁材料（例えば、プラスチック又はエポキシを含浸させた材料）から作られた附属品又は部分品を組み込んだ或いは使用した可搬式の装置を含む。

- b. 軍用の陸上車両、船舶、航空機又は宇宙船に設置されるように特別に設計又は構成された“超伝導”の電気装置（回転機械装置又は変圧器）であって、運転中に機能できるもの。

**Note** ML20. b. は、超伝導の巻線により作られた磁界で回転する単極型の常伝導金属の電機子をもつ直流ハイブリッド単極発電機であって、発電機の中でこれらの巻線が唯一の超伝導の部分品であるものには適用されない。

**ML21. “ソフトウェア”であって、次のいずれかに該当するもの：**

- a. 次のいずれかのもののために特別に設計又は改造された“ソフトウェア”：

1. 軍需品リストで指定される装置の“開発”、“製造”，操作若しくは保守；
2. 軍需品リストで指定される材料の“開発”若しくは“製造”；又は
3. 軍需品リストで指定される“ソフトウェア”の“開発”、“製造”，操作若しくは保守。

- b. 特定の“ソフトウェア”（ML21. a. で指定されるものを除く）であって、次のいずれかに該当するもの：

1. 軍用に特別に設計された“ソフトウェア”であって、軍用兵器システムのモデリング、シミュレーション又は評価のために特別に設計されたもの；
2. 軍用に特別に設計された“ソフトウェア”であって、軍事作戦シナリオのモデリング又はシミュレーションのために特別に設計されたもの；
3. 通常兵器、核兵器、生物化学兵器の効果を確認するための“ソフトウェア”；
4. 軍用に特別に設計された“ソフトウェア”であって、指揮、通信、統制及び情報（C3I）又は指揮、通信、統制、コンピュータ及び情報（C4I）の適用のために特別に設計されたもの；
5. 軍事攻撃的サイバー作戦の実施のために特別に設計又は改造した“ソフトウェア”；

**Note 1** ML21. b. 5. には軍需品リストで指定されたシステム、装置又は“ソフトウェア”を破壊、損傷、劣化又は混乱させるために設計した“ソフトウェア”、並びにこれらのためのサイバー偵察及びサイバーコマンド&コントロール“ソフトウェア”を含む。

**Note 2** ML21. b. 5. は、非軍事用の自衛的なサイバーセキュリティの対策又は対応に限定された“脆弱性の開示”又は“サイバーインシデント対応”には適用されない。

- c. “ソフトウェア”（ML21. a. 又は ML21. b. で指定されるものを除く）であって、軍需品リストで指定されない装置を、軍需品リストで指定される装置の軍用の機能が実行できるように特別に設計又は改造されたもの。

**注意：** ML21. c. で指定される“ソフトウェア”がインストールされた汎用の“デジタル電子計算機”については、軍需品リストで指定されるシステム、装置又は部分品を参照のこと。

---

 軍需品リスト
 

---

**ML22. “技術”であって、次のいずれかに該当するもの：**

- a. 軍需品リストで指定される品目の“開発”、“製造”又は操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール又は分解修理のために“必要な”“技術”（ML22. b で指定されるものを除く）；
- b. “技術”であって、次のいずれかに該当するもの：
  1. 軍需品リストで指定される品目の完備した生産設備の設計、部分品の組立て、並びに運転、メンテナンス及び修理のために“必要な”“技術”（たとえば、当該生産設備の部分品が指定されていないものであっても同様である）；
  2. 小型武器の“開発”及び“製造”に“必要な”“技術”（たとえば、旧式の小型武器の複製の製造で用いられる場合も同様である）；
  3. 2013 年以降使用されていない  
**注意** 以前 ML22. b. 3. で指定されていた“技術”については、ML22. a. を参照のこと。
  4. 2013 年以降使用されていない  
**注意** 以前 ML22. b. 4. で指定されていた“技術”については、ML22. a. を参照のこと。
  5. ML7. i. 1. で指定される“生体触媒”を軍用担体物質又は軍用材料に組み込むために、もっぱら“必要な”“技術”。

**Note 1** 軍需品リストで指定される品目の“開発”、“製造”又は操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール又は分解修理に“必要な”“技術”は、たとえ何らかの軍需品リストで指定されていない品目に適用できても、規制される。

**Note 2** ML22 は、次のものには適用されない：

- a. “技術”であって、規制されていない品目又は輸出が認可された品目の据付、運転、メンテナンス（チェック）又は修理のために最低限必要なもの；
- b. “パブリックドメイン[だれでも許可なく使用できる状態にあるもの]”“技術”、“基礎科学研究活動”における“技術”、又は特許出願のために最低限必要な情報；
- c. 民間輸送機器の連続推進のための磁気誘導係る“技術”。